

西柴団地自治会個人情報取り扱い規則

(目的)

第1条 西柴団地自治会（以下「この会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 この会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本規則（別表を含む）については、年一回回覧で会員に周知すると共に、西柴団地自治会館内に常時掲示する。

(管理者)

第4条 この会における個人情報の管理者は、会長とする。

(取扱者)

第5条 この会における個人情報の取扱者は、別表に定める「利用可能者」とする。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。その職を退いた後も、同様とする。

(個人情報の取得)

第7条 この会は、会長が「住民カード」等を、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得する。

- 2 要援護者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得する。
- 3 この会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、避難支援等を必要とする事由、緊急時連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とする。
- 4 この会が配布する「西柴団地自治会 役員・各種委員等名簿」に記載する個人情報は、氏名、住所、電話番号などで会員が同意する事項とする。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用をおこなうものとする

- (1) 会費請求、管理、文書の送付等自治会活動の円滑化
- (2) 自治会員名簿の作成および住居地図の作成
- (3) 相談、援助等を含む自治会活動
- (4) 災害時の援護活動
- (5) 災害時に備えた要援護者との日頃からの関係づくり

(管理)

第9条 個人情報、西柴団地自治会館内の施設できるところで保管し適正に管理する。2
不要となった個人情報は会長立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供)

第10条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進に必要な場合
- (5) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (6) 金沢東部地区連合町内会、これに準じる公共目的の団体・学校
(第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 取扱者は、個人情報を第三者(県・市役所・区役所を除く)に提供したときは、法25条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存する。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条 取扱者は、第三者(県・市役所・区役所を除く)から個人情報の提供を受けるに際しては、法第26条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存する。

(開示)

第13条 会員は、第7条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し開示を請求することができる。

- 2 個人情報管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったときは、法28条第2項に該当する場合を除き、本人に開示する。

(個人情報の訂正等)

第14条 会員は、第7条に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し訂正等を求めることができる。

- 2 前項の請求があった場合、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行う。ただし、各会員にすでに配布されている会員名簿等は、訂正等について会員に連絡することをもってこれに替えることができるものとする。

(漏えい発生時の対応)

第15条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡する。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、

被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行う。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第 16 条 この会における、開示請求及び苦情相談窓口は、総務担当副会長とする。
(西柴団地自治会地区建築協定運営委員会が保有する個人情報の取り扱いについて)

第 17 条 西柴団地自治会地区建築協定運営委員会が保有する個人情報の取り扱いについては、同運営委員会規則に定める。

平成 26 年 6 月 21 日 制定・施行

平成 27 年 1 月 17 日 別表一部改定

平成 29 年 7 月 15 日 一部改定

平成 29 年 10 月 21 日 別表一部改

(別表) 主な文書等と利用目的・利用可能者

主な文書等	利用目的	利用可能者※1
住民カード	自治会員名簿・住居表示地図の作成、及び、相談、援助等を含む自治会活動	西柴団地自治会館管理運営規則細則に定める事務局※2、及び金沢区へ届け出た、情報管理者、情報取扱者※3
西柴団地自治会役員・各種委員等名簿	自治会活動の円滑化	西柴団地自治会員
西柴団地自治会員名簿	自治会活動の円滑化	西柴団地自治会館管理運営規則細則に定める事務局 西柴団地自治会役員
住居表示地図	自治会活動の円滑化 災害時の援護活動	西柴団地自治会役員・部長・委員長・ブロック長・組長 災害時援護活動の支援者等
災害時要援護者名簿	災害時の援護活動	金沢区へ届け出た、情報管理者、情報取扱者、及び、本人または家族等の同意を得た支援者等
災害時要援護者に係る個人情報	災害時の援護活動	金沢区へ届け出た、情報管理者、情報取扱者、及び、本人または家族等の同意を得た支援者等

※1 自治会長の承認を得た場合はこの限りでない。

※2 自治会長・総務担当副会長・総務部長・事務員

※3 情報管理者: 自治会長

情報取扱者: 地域防災拠点副委員長、総務担当副会長、防災担当副会長

